

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年6月10日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 帳票作成ツール構築等業務
- (2) 業務内容 別添「帳票作成ツール構築等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」
のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業費 35,212,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格に関する事項

技術提案に参加できる者は、公告日から契約締結日までの間、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類8（情報・通信サービス）、小分類2（システム等開発・改良）」に登録され、格付区分がAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 過去5年以内に岡山県と同等規模の地方公共団体において、人事情報等の機微情報を取り扱う業務システムの導入、構築又は運用支援業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有すること。

3 担当部局の名称等

岡山県総務部人事課人事班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

T E L : 086-226-7217

E-mail : jinji@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続等

(1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和8年6月10日(水)から令和8年6月22日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

② 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/6/>

(2) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期間等

① 提出期間

令和8年6月10日(水)から令和8年6月22日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

② 提出場所

上記3の場所に同じ。

③ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

④ 提出書類

- ・ 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)
- ・ 過去5年以内に岡山県と同等規模の地方公共団体において、人事情報等の機微情報を取り扱う業務システムの構築業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有することが確認できる資料(任意様式)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和8年6月24日(水)までに、上記3宛てに電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(4) 仕様書に対する質問の受付

① 受付期間

令和8年6月10日(水)から令和8年6月22日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

② 方法

上記3宛てに、「仕様書に対する質問・回答書(様式第2号)」を電子メールにより提出すること。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

③ 回答方法

回答は電子メールにより行う。また、必要に応じて、内容を岡山県総務部人事課ホームページに掲載する。ただし、本業務に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、回答方法を変更する場合がある。

5 提案書等の提出期間等

(1) 提出期間

令和8年6月10日(水)から令和8年6月23日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)ただし、郵送等による場合は、提出期間中に必着とする。

(4) 提出書類

① 提案書(様式第3号)・・・【原本1部+写し4部】

② 実施計画書(任意様式)・・・【原本1部+写し4部】

③ 経費見積書(任意様式)・・・【原本1部+写し4部】

④ 工程表(任意様式)・・・【原本1部+写し4部】

⑤ 機能一覧表(任意様式)・・・【原本1部+写し4部】

⑥ 誓約書(様式第4号)・・・【1部】

⑦ 組織概要書、役員名簿(任意様式)【1部】

※ 「帳票作成ツール構築等業務技術提案作成要領」により作成すること。

※ 提案書は、1社1案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則として認めない。ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りではない。

6 プレゼンテーション、審査

(1) 開催予定日及び場所

令和8年7月2日(木)に岡山県庁内で開催予定であり、時間等の詳細については、提案書を提出した者に別途通知する。

※オンライン(Zoom)での参加も可能とする。

(2) 審査体制

審査は、県が別に定める構成員により組織された選定委員会において行う。

7 委託候補者の選定、結果通知及び公表

(1) 選定方法

各選定委員の採点結果を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。

(2) 結果通知及び公表

審査結果は、各提案者宛て通知する。

委託候補者は、岡山県ホームページで公表する。

他の提案者に係る審査結果や内容についての問い合わせには応じない。

8 契約締結手続等

(1) 契約の締結

委託候補者を選定後、提出された実施計画書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

この協議により、実施計画書の内容を一部変更して契約を締結することがある。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

9 その他

- (1) 実施計画書の作成、提出等に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (3) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (4) 実施計画書等に記載された個人情報、委託候補者の選定、審査その他の手続きを実施する目的以外に、提案者に無断で使用することはない。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 技術提案参加資格確認申請書を提出した場合であっても、期限までに提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。